

令和3年度 第2回甲賀市総合教育会議 次第

・日 時 令和3年(2021年)10月20日(水)

13:30～15:00

・場 所 甲賀市役所5階 第1・第2委員会室

1. 開 会

甲賀市市民憲章唱和

2. 挨 拶

3. 議事録の承認

令和3年度 第1回甲賀市総合教育会議(議事録)の承認について

4. 協 議

【議題1】 甲賀市教育大綱の改定について

【議題2】 ICT教育の推進について

【議題3】 全国学力・学習状況調査の結果の概要と今後の取組について【非公開】

5. 報 告

新型コロナウイルス感染症に関する状況について【非公開】

6. 事務連絡

7. 閉 会

【配付資料】	・資 料 1	議事録の承認関連資料
	・資 料 2	議題1 関連資料
	・資 料 3	議題2 関連資料
	・資 料 4	議題3 関連資料
	・資 料 5	報告事項関連資料
	・資 料 6	甲賀市総合教育会議構成員名簿
	・資 料 7	甲賀市総合教育会議設置要綱

甲賀市教育大綱の改定について

改定の理由

平成27年4月の法改正（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）により、自治体の長は、総合教育会議を設けること、総合教育会議の場で教育大綱を策定することなどが明記されました。これにより、平成27年8月に本市も甲賀市教育大綱を策定しました。

教育大綱は、甲賀市総合計画を上位計画としており、今回、令和3年3月に策定した市総合計画第2期基本計画の方向性に沿う内容とするために改定しました。

教育大綱の位置づけ



改定の概要

今回の改定は、各施策の方向性を示した基本計画の見直しによるものであり、教育大綱の核となる「教育方針」や「教育目標」については、原則、現行通りとし、より具体的な取り組みを示している「教育施策の柱」の内容を改定及び修正することとしました。

主な変更点

- 「学校教育・青少年の健全育成」の施策に新たに『国際教育の充実』を追加し、国際感覚に優れた、グローバルな視点で課題を解決できるような人材の育成に努めます。
- 『多文化共生』の柱を新たに追加し、外国人児童生徒を支援する総合的な体制づくりを推進します。
- 「安全教育・防災教育」の柱に新たに『保健衛生教育』を加えて、新型コロナウイルス感染症対策等を徹底します。

今後のスケジュール

- 10月20日 第2回甲賀市総合教育会議（改定）
- 11月中旬 総務常任委員会、厚生文教常任委員会（改定報告）
- 11月下旬 議会全員協議会（改定報告）

(案)

甲 賀 市 教 育 大 綱

～未来を切り拓く人づくりをめざす～

令和3年(2021年)●月

甲賀市

はじめに

人口減少や少子高齢化、社会経済のグローバル化、急速な技術革新によるデジタル社会の到来など、目まぐるしく社会の状況が変化し続ける現代において、全ての人が生涯にわたって学び続け、生きがいを持てる社会を築くためには、家庭教育、学校教育、社会教育や文化・スポーツ等の振興など、教育の果たすべき役割はますます重要となっています。

第2次甲賀市総合計画では、まちや人の姿の未来像として「あい甲賀 いつもの暮らしに“しあわせ”を感じるまち」を掲げ、四季折々の豊かな自然に囲まれた中で、人と人とながかりながら、誰もが生きがいを持ち、安心してゆったりと暮らすことができる、そのようなまちづくりを理想としながら、様々な取り組みを進めております。

こうした中、新型コロナウイルス感染症による世界的危機により、これまでの社会経済システムや日常生活が大きく変わりました。外出の自粛が求められ、家の中で過ごす時間が増えていく中で、私たちは、これまで気付かなかった、新たな形での日常の暮らし方について考えさせられる事が多くなり、これまでのような物質的な豊かさから、個人の感性や違いも大切にされながら、多様な価値観が認められる『新しい豊かさ』の大切さに気付くこととなりました。

今回、教育大綱には、国際感覚に優れた、グローバルな視点で課題を解決できるような人材の育成に努めることを新たに加えたほか、制度の狭間で課題を抱えておられる方を一人も取り残さないよう、就学前教育の充実や特別支援教育の推進、外国人児童生徒を支援する総合的な体制づくりの推進などにも重点的に取り組むこととしました。

甲賀市は、豊かな自然を多く残しながらも社会インフラが充実し、主要な都市部へもアクセスしやすく、多彩な文化・芸術、そして多くの産業がしっかりと受け継がれてきた、まさに『新しい豊かさ』を享受できる大変恵まれた環境にあります。今後、この恵まれた環境の中で、市民の皆様が日々の暮らしに幸せを感じ、心身ともに健康で豊かな人生を送っていただけるよう、皆様とともにオール甲賀で本市の教育施策を総合的に推進してまいります。

令和3年（2021年） ○月

甲賀市長 岩 永 裕 貴

〈目次〉

1. 教育方針	3
2. 教育目標	4
教育目標 1	ともに学び、ともに育ち、ともに生きる
教育目標 2	豊かな心と健やかな体を育む
教育目標 3	郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる
3. 教育施策の柱	5～6

1. 教育方針

たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる

本市には、中世から自治を重んじる「甲賀郡中惣＊１」が芽生えるなど、地域どうしのつながりや人と人との絆を大切にする文化がいきづいています。

教育は、人づくりを通じてより良い未来をめざす実践であり、まちづくりの根幹を成すものであります。

そのためには甲賀市の伝統や文化を深く理解し、郷土愛にあふれ、地域に誇りを持ちながら、広い視野で自らの人生を切り拓き、より良い社会づくりに貢献することのできる心豊かな人を育てることが大切です。

さらに、時代は高度情報化・グローバル化の進展と技術革新が進んでいます。

このような時代の変化に対応しながらたくましく生き、広く社会で活躍できる人、地域にいながらにして世界に発信することができる人を育てることも重要です。

また、いじめ・不登校・ひきこもりなど青少年を取り巻く状況が依然として深刻な中、いのちの尊さを重んじ、生きる力を育む教育が必要です。

今後は、アフターコロナにおける新しい生活様式を教育にも取り入れながら、教育的ニーズに合わせたＩＣＴの活用を進め、本市総合計画の未来像である「あい甲賀 いつもの暮らしに“しあわせ”を感じるまち」を実現するため、「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」ことを教育方針とし、教育施策を総合的に推進していきます。

＊１ 郡中惣：戦国時代の自治連合組織。地域が結束して事にあたり、村の意思決定は合議制で定める民主的な体制。

2. 教育目標

教育方針に基づき、本市がめざす教育の姿を実現するために、次の3つの教育目標を掲げ、教育施策を推進していきます。

教育目標 1 ともに学び、ともに育ち、ともに生きる

就学前の乳幼児や小中学校の児童・生徒の誰もが安全に安心して学べる環境整備、いじめや不登校のない学校づくり、生涯にわたって「いつでも どこでも 学びたいときに学べる」環境づくりを進めます。

また、教職員の指導力と資質の向上を図るとともに、様々な課題を抱える子どもへの支援を充実し、主体的・協働的で深い学びをとおして、一人ひとりを確実に伸ばし、「確かな学力」と「生きる力」を育成します。

さらに、家庭、園、学校、地域及び企業の連携を強め、乳幼児期から高齢者に至るまで市民の交流の中で幅広い学びづくりに努めます。

教育目標 2 豊かな心と健やかな体を育む

道徳教育や人権教育、読書、様々な体験、優れた文化・芸術・芸能に触れる機会をとおして、自然や人を愛する思いやりのある豊かな心を育てるとともに、いのちを大切にし、お互いの人権を尊重する精神や態度を育成します。

また、誰もが気軽に文化やスポーツに親しめる環境を整え、健康で明るく生きがいのある充実した生活が送れるよう支援し、心身ともにたくましい人を育てます。

教育目標 3 郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる

貴重な歴史遺産を引き継ぐとともに、日本遺産や国史跡に指定された文化財等の整備と活用を図ります。

そして、地域学を推進し、地域について深く学び、よく知ることによって郷土愛を育むとともに、まちの魅力を誇れる人を育てます。

また、グローバル社会で活躍していくために、キャリア教育やICT教育、英語教育の推進を図り、主体的に行動する力と発信できる力を身につけた人を育てます。

3. 教育施策の柱

3つの教育目標とその基本的方向を踏まえ、各教育分野で総合的かつ計画的に取り組む教育施策の柱を、次のとおり設定します。

子ども・子育て

- (1) 就学前教育の充実
 - ・保育教育課程に基づいた保育・教育の充実
 - ・学びの芽生えを育み、就学につなげる教育・保育活動の推進
 - ・安心安全な保育・教育環境の整備
- (2) 家庭教育の充実
 - ・家庭における教育力の充実
 - ・家庭教育支援事業の充実
- (3) 地域の子育て力の強化
 - ・育ちをつなぐ家庭・地域・園・小学校・各種団体・企業の連携・協力
 - ・地域の人々との交流と支援

学校教育・青少年の健全育成

- (1) 学校教育の充実
 - ・学ぶ力を高め、確かな学力の育成
 - ・豊かな心と感性を育む道德教育の推進
 - ・いじめ・不登校対策への取組強化
 - ・特別支援教育の推進
 - ・グローバル社会で活躍できる人材の育成・国際教育の充実
 - ・小中連携・一貫教育の推進
 - ・地域学の推進と特色ある学校づくり
- (2) 教育環境の充実
 - ・将来を見据えた適正な学校教育環境の整備
 - ・I C T機器の導入等教育設備の充実
 - ・安全・安心な学校給食の提供
 - ・教職員の資質向上を図る研修の充実と研究の推進
 - ・教職員の働きやすい環境づくり
 - ・支援員、相談員、指導員などの充実
- (3) 青少年の健全育成
 - ・一人ひとりの課題に応じたきめ細やかな相談・支援の充実

- ・非行等の未然防止活動の強化
- ・生きる力を育む体験活動の推進

生涯学習・文化・スポーツ

- (1) 生涯学習環境の充実
 - ・いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実
 - ・子どものときから本に親しむことができる環境づくり
- (2) 文化・芸術の振興
 - ・文化・芸術の振興のための人材育成、活動の場の充実、自主活動支援
 - ・文化・芸術の環境整備
- (3) スポーツの振興
 - ・だれもが気軽にスポーツに親しめる環境づくり
 - ・スポーツ振興のための施設整備と指導者育成

歴史・文化財

- (1) 文化財調査と保護
 - ・文化財の調査、保護、保存による歴史文化遺産の継承
- (2) 文化財等の活用
 - ・市民との協働による文化財を活用したまちの魅力発信

多文化共生

- ・外国人児童生徒を支援する総合的な体制づくり
- ・学校や各種団体、企業、地域の連携による、日本語指導や進路支援の充実

人権教育・人権啓発

- ・いのちを大切に、人間の尊厳を基本とする、人が輝く教育の推進
- ・あらゆる場における人権教育の推進と指導者の育成

安全教育・防災教育・保健衛生教育

- (1) 安全教育の充実
 - ・安全対策の啓発や安全指導の充実
- (2) 学校・園における防災教育の推進
 - ・災害に適切に対応できる能力の育成
- (3) 保健衛生教育の充実
 - ・新型コロナウイルス感染症等対策の徹底

令和3年度10月 資料

ICT教育の推進について



1

ICT環境整備についての取り組み

平成29年度

指導者用コンピュータ・電子黒板・デジタル教科書の導入

平成30年度

小学校12校・中学校3校のコンピュータ教室の更新にあわせ、普通教室に学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分導入。教室でのインターネットや学校内サーバーにアクセスのための無線LAN整備工事実施。

令和元年度

残る小学校9校・中学校3校のPC教室更新および普通教室用学習者用コンピュータ導入。教育情報ネットワーク(インターネット回線)再整備

令和2年度

GIGAスクール構想の実現に向け、学習者用コンピュータを一人一台となるよう整備。併せて充電保管庫を各教室に設置。校内無線LAN設備を增強(体育館等)。授業を担当する教師一人一台となるよう指導者用コンピュータを整備(R2明許繰越、R3年4月完了)。子ども達の情報を9年間一括で管理し、教育の情報化を進めるため、校務支援システムを導入。

令和3年度…授業準備支援・教員への技術支援を提供するICT支援員の配置に加え、端末・ネットワークセキュリティなどのICT環境を学校の実情に合わせて調整するためのICT支援を委託。

2

児童生徒数及びタブレット端末の配備について

市内小中学校の学校・学級・児童生徒数（5／1時点）

	小学校	中学校	総数
学校数	21校	6校	27校
学級数	244室	105室	349室
児童・生徒数	4697名	2427名	7124名

児童生徒用タブレット端末の台数

合計7443台（充足率104.5%）

指導者用タブレット端末の台数（教科指導用）

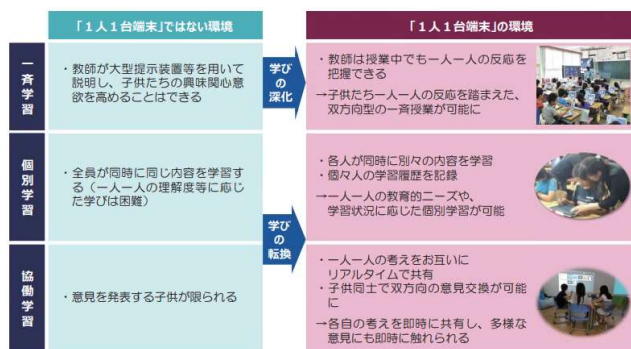
小学校 400台 中学校 209台

3

GIGAスクール構想（文科省HPより）

GIGAスクール構想

- ✓ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残さず、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する
- ✓ これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す



ICTの活用により充実する学習の例

- <調べ学習>
課題や目的に応じて、インターネット等を用い、様々な情報を主体的に収集・整理・分析
- <表現・制作>
推敲しながらの長文作成、写真・音声・動画等を用いた多様な資料・作品の制作
- <遠隔教育>
大学・海外・専門家との連携、過疎地・離島の子供たちが多様な考え方に触れる機会、入院中の子供と教室をつないだ学び
- <情報モラル教育>
実際に情報・情報技術を活用する場面（収集・発信など）が増えることにより、情報モラルを意識する機会

4

活用推進に向けて

○各校にICT教育推進リーダーを置き、定期的な協議を経て、各校での活用推進を図る。

○県主催や市研究所の研修への積極的な参加を促進

①持ち帰りについて

- ・保護者負担や平等性に十分に配慮する。
- ・盗難や事故等の防止の観点から、家庭での利用を原則とする。
*学童については、「使わない」「鞆から出さない。」の指導を！

②ドリル学習の推進について

- ・各校で、自習や朝学習等を利用し、積極的に推進する。

③オクリンク（授業支援ソフト）の普及

ホワイトボードの代用としての活用として、授業でも必要な場面で積極的に活用を！

⇒ 「誰もが使える」という環境作りを推進

④マイクロソフトTEAMSについて

環境構築やルール作りの検討も必要があることから、本格的利用は2学期以降。

*ただし、動画を用いたオンライン会議等の利用は積極的に。

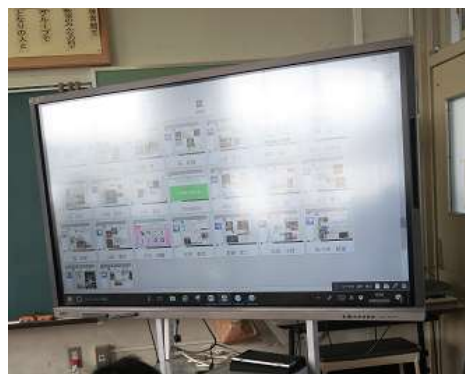
5

授業支援ソフトの普及

ホワイトボードの代用としての活用として、授業でも必要な場面で積極的に活用を！

⇒ 「誰もが使える」という環境作り

生徒も、教員も → 直感的に使える簡単な操作と汎用性



一人一人の考えを（タブレット上に表現されたもの）集約し、みんなで考える機会の増加や充実を図る

6

授業支援ソフト「オクリンク」の活用推進

STEP 1 個人で思考

学習課題に対する考えを自分にぴったりの方法で思い通りに表現。



ワンタップでリングメニューを開き、自分の考えに合った表現方法を検討します。ペイントやテキストだけでなく、インターネットから必要な情報を取り出したり、カメラで撮影したり、様々な方法で表現します。

STEP 3 グループで思考

友達同士でカードを共有。グループで思考し、協働的に学び合い、考えを広げる。

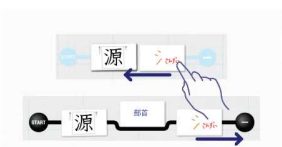


カードを「オクルボタン」にドラッグ&ドロップすれば、友達やクラス全体にカードが共有できます。送られてきた友達のカードを使い、自分のカードとつなげたり、再編集したりすることで、考えを深め、筋道を再構築していきます。

STEP 2 試行錯誤

▼ 特許出願中

並べ替えや追加、削除で伝わりやすく表現。直感的な操作で思考を止めない。



作成したカード同士を近づけると自動でつながり、考えを順序だてて整理できます。カードの並べ替えや削除なども、直感的な操作で簡単にできるため、伝え方を考えることに集中できます。

STEP 4 提出・発表

先生やクラス全体にカードを共有し考えを発表することで表現力を育成。



「提出BOX」に提出されたカードは一覧表示されるので、先生は子供たちの意見を比較しながら授業を進められます。子供たちは、スライドショー機能で自分のカードをクラス全体に説明。自分の考えを表現する力を鍛えます。

7

タブレットによるドリル学習

tabweb.tokyo-shoseki.co.jp/tabDRILL/index.html#/print

08:56 10問中 6問正解 60点

1年生 sensei01さん

数学 文字の使用

1. 次のそれぞれについて、文字を使った式で答えなさい。

2. 次のそれぞれについて、文字を使った式で答えなさい。

3. 次のそれぞれについて、文字を使った式で答えなさい。

4. 次のそれぞれについて、文字を使った式で答えなさい。

5. 次のそれぞれについて、文字を使った式で答えなさい。

問題 2 次のそれぞれについて、文字を使った式で答えなさい。

問 (4) 100円硬貨が x 枚、50円硬貨が y 枚あるとき、合計の金額はいくらですか。

100 x + 50 y 円

問 (5) 毎時 50km で x 時間進んだときの道のりは何 km ですか。

km

数字や記号の入力は、キーボードに頼らず、画面上での選択も可

答え合わせ

8

タブレットによるドリル学習

The screenshot shows a tablet screen with a drill application. The top status bar displays the time 08:56, the progress 10問中 6問正解 60点, and the user 1年生 sensei01さん. The main area contains two math problems:

例1 次の□にあてはまる数や文字、記号を答えなさい。

(1) 1個120円のお菓子^{かし}を3個買ったときの代金は、 $(120 \times \square)$ 円となります。
 (The input box contains the number 3, which is circled in red.)

上の(1)で、お菓子の個数を x 個とすると、代金は、 $(120 \times x)$ 円と表せます。

(2) 1辺が x cmの正方形の周の長さは、 $(x \times \square)$ cmと表せます。
 (The input box contains the number 4, which is circled in red.)

On the left side, there is a vertical list of problem numbers 1 through 5. At the bottom left, there is a green circular button labeled "答え合わせ". On the right side, there is a blue keyboard icon. A speech bubble on the right says "キーボードでも手書きでも入力が可能。". The page number 9 is at the bottom right.

タブレットによるドリル学習

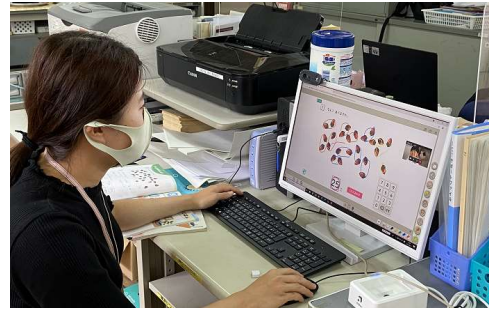
The screenshot shows the same tablet screen, but now displaying the results of the drill. A large blue and white overlay box covers the main content area. The text on the overlay is:

結果発表！

10問中 10問正解
 点数 100点
 時間 21分 1秒

At the top right of the overlay, there is a blue circular button labeled "クリア!". At the bottom of the overlay, there is an orange button labeled "くわしく見る!". The background of the tablet screen shows the same math problems as the previous screenshot, but they are partially obscured by the overlay. The top status bar and the left sidebar are still visible. The page number 10 is at the bottom right.

オンライン授業への取り組み

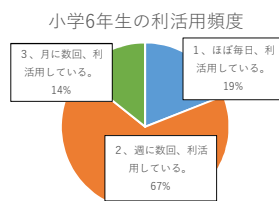


マイクロソフトTeamsを用いた、緊急時や不登校傾向を持つ児童生徒への対応としてのオンライン授業の取り組み

11

小6及び中3の学校での端末利活用状況の比較

7月末段階

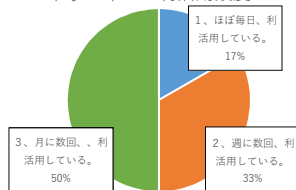


9月末段階



授業での利活用の頻度が増加

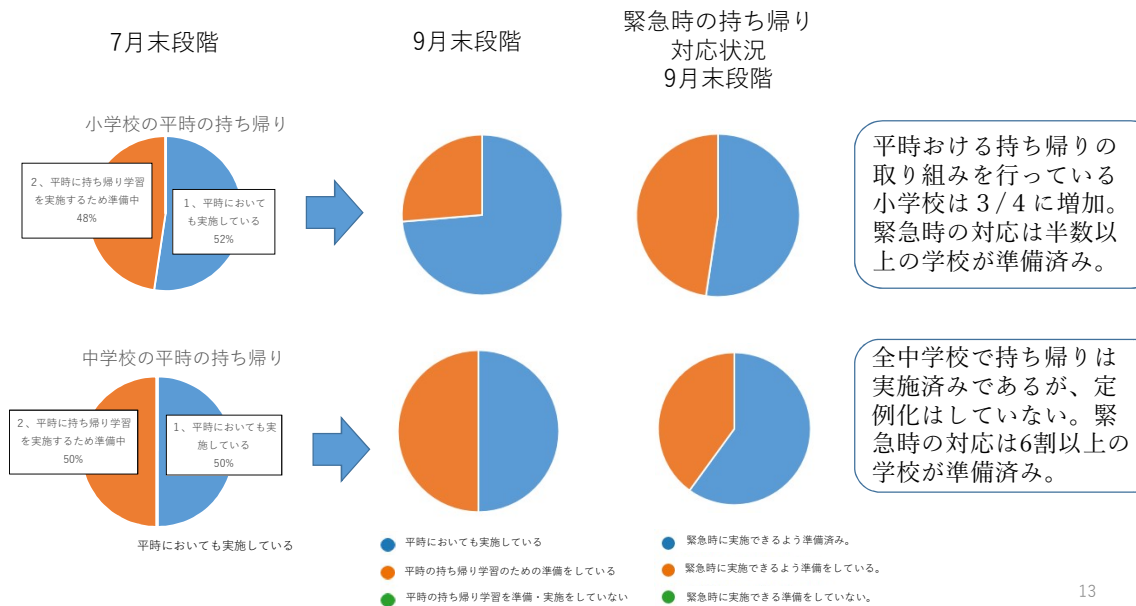
中学3年生の利活用頻度



端末やアプリの操作の訓練期間が終わり、「週に数回利用」は半数に留まっているが、授業での利用機会は増えてきている。

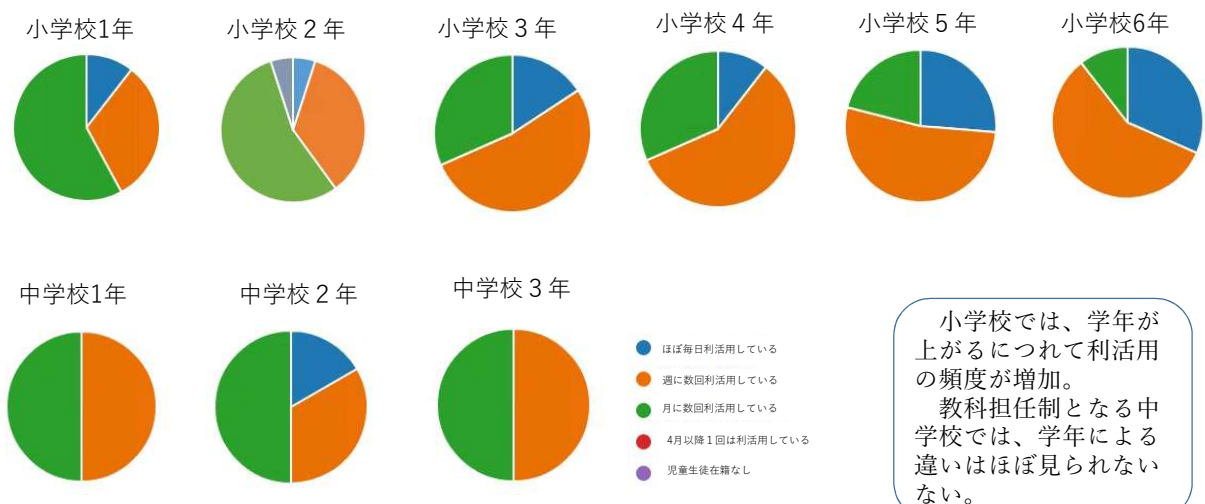
12

「持ち帰り」（平時及び緊急時）の対応状況の比較



13

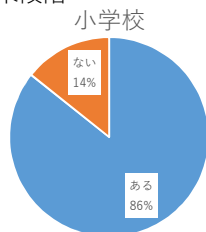
学年別の利活用状況（9月末調査）



14

ICT端末やインターネット等を用いて、授業の一部や家庭学習等において学びをより効果的にする学習コンテンツの活用などを実施したことがある。

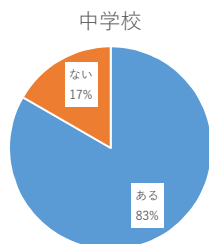
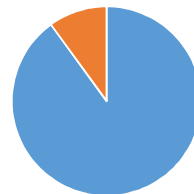
7 月末段階



<主な例>

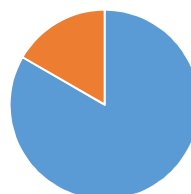
- ・「ジャストスマイルドリル（オンライン）」使って各教科の学習内容を復習し定着を図った。
- ・「スクラッチ（オンライン）」の活用
- ・NHK for school の利用
- ・授業支援ソフト（オクリンクやジャストスマイル）を利用した交流学习。（教材の一斉配信、児童の意見の集約、焦点化）
- ・調べ学習でのインターネット検索。
- ・Webアプリを利用した動画の編集や作成。

9 月末段階



<主な例>

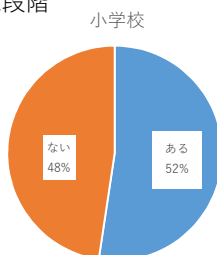
- ・学習コンテンツポータルサイトなどの利用。
- ・タブレットドリルの活用
- ・授業支援ソフト（オクリンクやスカイメニュー）を利用した交流学习。（教材の一斉配信、生徒の意見の集約、焦点化）
- ・NHK for school の利用



15

Web会議システム・ICT端末やインターネット等を利用して、同時双方向で学校同士をつないだ合同授業の実施や、専門家等の活用などを行ったことがある。

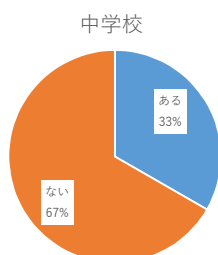
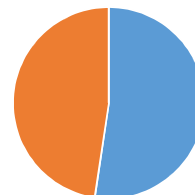
7 月末段階



<主な例>

- ・社会見学でのオンライン交流。
- ・特別支援学級の小中連携事業での交流。
- ・県外小学校と県紹介を遠隔交流授業
- ・市内小学校との遠隔交流。
- ・外国語で中学校との交流。
- ・総合的な学習の時間で、農家の人とWeb会議で交流。
- ・びわ湖フローティングスクール実施後の参加校との交流。

9 月末段階



<主な例>

- ・修学旅行の事前学習における遠隔での講演会の実施。
- ・英語科の授業で県外中学校との遠隔交流学习。
- ・特別支援学級の授業で県外中学校と遠隔交流学习。



16

課題と今後に向けて

○職員研修の充実

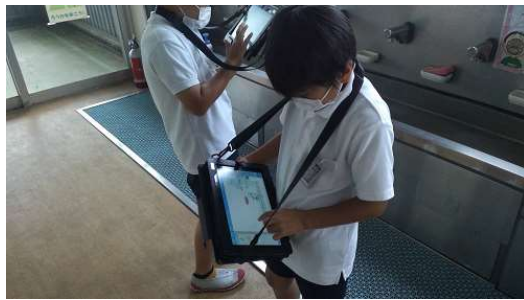
- ・ 端末操作への慣れ
- ・ 授業での有効活用

○安心して活用できる環境の強化

- ・ 家庭のWifi環境への支援（負担の軽減）
- ・ 年次更新や故障への対応
- ・ インターネットの安全利用

○大型提示装置の充実

- ・ 授業における児童生徒の対話や交流の促進



17

甲賀市総合教育会議構成員名簿

氏 名	役 職	備 考
岩 永 裕 貴	市 長	議 長
西 村 文 一	教育長	
松 山 顕 子	教育長職務代理者	
野 口 喜 代 美	委 員	
山 脇 秀 錬	委 員	
藤 田 浩 二	委 員	

※甲賀市総合教育会議設置要綱第3条に基づく

甲賀市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第1条の4第1項の規定に基づき、市の教育に資するため、甲賀市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項に関する協議及びこれらに関する事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集し、総合教育会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると考える場合には、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(調整結果の尊重)

第5条 市長及び教育委員会は、総合教育会議における事務の調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第6条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第8条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により総合教育会議を非公開としたときは、公表しないものとする。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、総合政策部政策推進課において行う。ただし、総合教育会議に関する事務を教育委員会事務局に補助させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

付 則

この告示は、告示の日から施行する。